

令和6年度決算に基づく健全化判断比率の状況について

(単位：%)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
131113	東京都	大田区	— (-0.08)	— (-1.11)	-2.3	— (-64.8)

(注1)実質赤字比率及び連結実質赤字比率における『—』は黒字を示す。

(注2)将来負担比率における『—』は、将来負担額よりも充当可能財源が多いことを示す。

(注3)実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率の括弧内の比率は、算出した比率を実数で表したものである。

(単位：%)

標準財政規模 (千円)	うち臨時財政対策債 発行可能額	早期健全化基準	11.25	16.25	25.0	350.0
		財政再生基準	20.00	30.00	35.0	
193,082,482	0					

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、上記のとおり健全化判断比率を監査委員の意見書を付して報告する。

令和7年9月12日

提出者 大田区長 鈴木 晶雅

(写)

7大監発第10134号  
令和7年8月26日

大田区長  
鈴木晶雅様

大田区監査委員	後藤	清
大田区監査委員	鳥海	伸彦
大田区監査委員	しおの目	まさき
大田区監査委員	岡元	由美

令和6年度大田区財政健全化に関する審査結果について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、令和6年度大田区財政健全化判断比率の算定とその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果について、別添のとおり意見書を提出します。

なお、前監査委員 河野秀夫は令和7年6月30日まで関与し、監査委員 後藤 清は令和7年7月1日より関与しました。

また、監査委員 後藤 清は、地方自治法第199条の2の規定により、大田図書館長の所管する事項については、除斥されています。

令和6年度

(2024年度)

## 大田区財政健全化に関する審査意見書

大田区監査委員

## 令和6年度大田区財政健全化に関する審査の結果について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、令和6年度大田区財政健全化判断比率の算定とその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見を付します。

なお、前監査委員 河野秀夫は令和7年6月30日まで関与し、監査委員 後藤 清は令和7年7月1日より関与しました。

また、監査委員 後藤 清は、地方自治法第199条の2の規定により、大田図書館長の所管する事項については、除斥されています。

令和7年8月26日

大田区監査委員 後 藤 清  
大田区監査委員 鳥 海 伸 彦  
大田区監査委員 しおの目 まさき  
大田区監査委員 岡 元 由 美

## 第1 審査の概要

### 1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定に基づき、区長から提出された令和6年度の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、大田区監査基準に準拠して審査した。

### 2 審査の期間

令和7年6月2日から同年8月22日まで

### 3 審査の方法

令和6年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか否かを主眼として、計数の確認、証拠書類等の照合及び説明聴取等により審査を実施した。関係部局等からの説明聴取は、令和7年8月15日に実施した。

## 第2 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令に適合し、かつ正確であり適正に作成されているものと認めた。

（単位：％）

健全化判断比率	令和6年度	令和5年度 （参考）	令和4年度 （参考）	早期健全化 基準	財政再生 基準
<b>実質赤字比率</b> 〈一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率〉	—	—	—	11.25	20.00
<b>連結実質赤字比率</b> 〈一般会計等の実質赤字額に3公営事業会計の資金不足額の合計を加えた、連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率〉	—	—	—	16.25	30.00
<b>実質公債費比率</b> 〈一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率で、3か年の平均〉	△2.3	△2.1	△2.6	25.0	35.0
<b>将来負担比率</b> 〈一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率〉	—	—	—	350.0	

【備考】 実質赤字額、連結実質赤字額又は将来負担比率がない場合は、総務省の記載要領により「—」で表示した。

## 第3 意見

令和6年度決算における健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回っており、財政が健全であることを認めた。

報告第 37 号

区の義務に属する損害賠償額決定に係る専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり区の義務に属する損害賠償額決定に係る専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 9 月 12 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

番号	件名	賠償金額	概要
		専決処分日	
1	ごみ収集作業車による建物損傷事故	52 万 5,800 円	令和 7 年 6 月 25 日午前 8 時 40 分頃、西蒲田七丁目 31 番先において、職員がごみ収集作業車を後退させた際、当該作業車の後部左側が相手方店舗のひさしに接触し、当該ひさしを損傷した。 (資源環境部)
		令和 7 年 8 月 5 日	
2	支払遅延による損害金の発生事故	368 円	区立小中学校への資料の発送に係る郵便料金について、支払事務が遅延したことにより、遅延損害金が発生した。 (教育総務部)
		令和 7 年 7 月 11 日	

報告第 38 号

呑川合流改善貯留施設貯留管設置工事請負契約の専決処分の報告について  
大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39  
年条例第 5 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、  
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 9 月 12 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当 初 金 額 金 51 億 8,782 万円

今回変更後金額 金 53 億 8,774 万 5,000 円

2 工 期

当 初 工 期 令和 9 年 7 月 7 日

今回変更後工期 令和 10 年 3 月 31 日

3 専決処分日

令和 7 年 7 月 30 日

(説明)

令和 5 年第 3 回区議会定例会において議決された、呑川合流改善貯留施設貯留  
管設置工事請負契約について、近隣の住環境に配慮したことにより、防音設備等  
を追加する必要が生じたこと及びシールド発進箇所を地盤改良したことなどのた  
め、一部変更した。

報告第 39 号

大田区立田園調布小学校校舎改築その他工事（I 期）請負契約の専決処分の報告について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 9 月 12 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当初金額 金 32 億 6,700 万円

今回変更後金額 金 32 億 9,274 万円

2 専決処分日

令和 7 年 7 月 4 日

(説明)

令和 7 年第 1 回区議会臨時会において議決された、大田区立田園調布小学校校舎改築その他工事（I 期）請負契約について、令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置に対する大田区対応方針に基づき、契約金額を変更した。

報告第 40 号

大田区立東調布第三小学校及び仮称大田区南久が原二丁目複合施設改築その他工事（Ⅱ期）請負契約の専決処分の報告について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 9 月 12 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当 初 金 額 金 27 億 7,200 万円

今回変更後金額 金 27 億 8,935 万 8,000 円

2 専決処分日

令和 7 年 7 月 7 日

(説明)

令和 7 年第 1 回区議会臨時会において議決された、大田区立東調布第三小学校及び仮称大田区南久が原二丁目複合施設改築その他工事（Ⅱ期）請負契約について、令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置に対する大田区対応方針に基づき、契約金額を変更した。

報告第 41 号

仮称大田区西蒲田七丁目複合施設新築その他工事請負契約の専決処分の報告について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 9 月 12 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当初金額 金 6 億 9,553 万円

今回変更後金額 金 6 億 9,875 万 3,000 円

2 専決処分日

令和 7 年 7 月 28 日

(説明)

令和 6 年第 3 回区議会定例会において議決された、仮称大田区西蒲田七丁目複合施設新築その他工事請負契約について、建設発生土の処分先を変更したため、一部変更した。

報告第 42 号

大田区立大森第一中学校校舎棟外壁改修工事（Ⅱ期）及びサッシュ改修その他工事請負契約の専決処分の報告について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 9 月 12 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当 初 金 額 金 4 億 6, 200 万円

今回変更後金額 金 4 億 6, 534 万 4, 000 円

2 専決処分日

令和 7 年 7 月 29 日

(説明)

令和 7 年第 1 回区議会定例会において議決された、大田区立大森第一中学校校舎棟外壁改修工事（Ⅱ期）及びサッシュ改修その他工事請負契約について、令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置に対する大田区対応方針に基づき、契約金額を変更したことなどのため、一部変更した。

報告第 43 号

大田区立矢口中学校外壁改修その他工事（Ⅱ期）請負契約の専決処分の報告について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 9 月 12 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当 初 金 額 金 2 億 1, 945 万円

今回変更後金額 金 2 億 2, 341 万円

2 専決処分日

令和 7 年 7 月 15 日

(説明)

令和 7 年第 1 回区議会臨時会において議決された、大田区立矢口中学校外壁改修その他工事（Ⅱ期）請負契約について、令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置に対する大田区対応方針に基づき、契約金額を変更した。

報告第 44 号

大田区立東調布第三小学校及び仮称大田区南久が原二丁目複合施設改築その他電気設備工事（Ⅱ期）請負契約の専決処分の報告について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 9 月 12 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当 初 金 額 金 4 億 9,610 万円

今回変更後金額 金 5 億 333 万 8,000 円

2 専決処分日

令和 7 年 7 月 7 日

(説明)

令和 7 年第 1 回区議会臨時会において議決された、大田区立東調布第三小学校及び仮称大田区南久が原二丁目複合施設改築その他電気設備工事（Ⅱ期）請負契約について、令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置に対する大田区対応方針に基づき、契約金額を変更した。

報告第 45 号

大田区立田園調布小学校校舎改築その他電気設備工事（I 期）請負契約の  
専決処分の報告について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39  
年条例第 5 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、  
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 9 月 12 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当 初 金 額 金 4 億 7,300 万円

今回変更後金額 金 4 億 8,053 万 5,000 円

2 専決処分日

令和 7 年 7 月 4 日

(説明)

令和 7 年第 1 回区議会臨時会において議決された、大田区立田園調布小学校校  
舎改築その他電気設備工事（I 期）請負契約について、令和 7 年 3 月から適用す  
る公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置に対する大田区対応方針に基づき、  
契約金額を変更した。

報告第 46 号

大田区立矢口西小学校校舎改築その他機械設備工事請負契約の専決処分の  
報告について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39  
年条例第 5 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、  
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 9 月 12 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当 初 金 額 金 12 億 1,176 万円

今回変更後金額 金 12 億 2,916 万 2,000 円

2 専決処分日

令和 7 年 7 月 10 日

(説明)

令和 7 年第 1 回区議会定例会において議決された、大田区立矢口西小学校校舎  
改築その他機械設備工事請負契約について、令和 7 年 3 月から適用する公共工事  
設計労務単価の運用に係る特例措置に対する大田区対応方針に基づき、契約金額  
を変更した。

報告第 47 号

大田区立田園調布小学校校舎改築その他機械設備工事（I 期）請負契約の  
専決処分の報告について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39  
年条例第 5 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、  
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 9 月 12 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当 初 金 額 金 6 億 6,000 万円

今回変更後金額 金 6 億 6,834 万 9,000 円

2 専決処分日

令和 7 年 7 月 4 日

(説明)

令和 7 年第 1 回区議会臨時会において議決された、大田区立田園調布小学校校  
舎改築その他機械設備工事（I 期）請負契約について、令和 7 年 3 月から適用す  
る公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置に対する大田区対応方針に基づき、  
契約金額を変更した。

報告第 48 号

大田区立東調布第三小学校及び仮称大田区南久が原二丁目複合施設改築その他機械設備工事（Ⅱ期）請負契約の専決処分の報告について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 9 月 12 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当 初 金 額 金 5 億 7, 420 万円

今回変更後金額 金 5 億 8, 097 万 6, 000 円

2 専決処分日

令和 7 年 7 月 7 日

(説明)

令和 7 年第 1 回区議会臨時会において議決された、大田区立東調布第三小学校及び仮称大田区南久が原二丁目複合施設改築その他機械設備工事（Ⅱ期）請負契約について、令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置に対する大田区対応方針に基づき、契約金額を変更した。

報告第 49 号

大田区産業プラザ大規模改修機械設備工事請負契約の専決処分の報告について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 9 月 12 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当 初 金 額 金 34 億 1,000 万円

今回変更後金額 金 34 億 4,770 万 8,000 円

2 専決処分日

令和 7 年 7 月 29 日

(説明)

令和 7 年第 1 回区議会定例会において議決された、大田区産業プラザ大規模改修機械設備工事請負契約について、令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置に対する大田区対応方針に基づき、契約金額を変更した。